

栄東まちづくり協議会 会議資料（2023 年 8 月）

日時 2023 年 8 月 3 日（木）18:30～20:00

場所 栄東まちづくり協議会

■議題

1. 地域活性化事業 イルミネーションイベントの実施について
2. 地域活性化事業 池田公園イルミネーション装飾について

■報告事項

1. 街路灯整備事業 街路灯の整備について
2. 街路灯整備事業 新設街路灯広告パネルのデザインリニューアルについて
3. 地域活性化事業 夏まつりの実施について

■その他

1. 次回協議会の日程について： 9 月 7 日（木）18:30～20:00

以上

地域活性化事業 イルミネーションイベントの実施について

1. 事業計画（該当部分の抜粋）

栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東女子大小路ビル協会と共催し、池田公園において夏まつり、イルミネーションイベントを行う。各地域団体から構成される実行委員会を設立し、内容等の企画及び運営を行う。協議会は実行委員会において決定された内容に従い、広報資料の作成、街路灯バナー広告の掲出、参加者配布用景品や必要な消耗品・資材等の購入、行事保険の加入、司会・出演者出演料や設営・備品レンタル・音響・照明業務委託費、会議費、運営スタッフ用飲料等の経費を支出する。

2. 事業概要（案）

- ・日時：2023 年 11 月 10 日（金）・11 日（土） 午後
- ・場所：池田公園
- ・実施体制：栄東まちづくりの会、栄東発展会、（一社）栄東女子大小路ビル協会、栄東まちづくり協議会の共催
（実行委員会を設置し、企画・運営等を担当する。実行委員会は地域団体から選出された委員により構成され、各会との連絡調整を担当する）
- ・内容：実行委員会*にて検討・決定（*第 1 回実行委員会：9 月 14 日に開催予定）

3. 協議会の役割と経費（過去の実績を参考に想定される内容を記載）

- ・役割：事業予算（765,000 円）の範囲内で広報資料作成や参加者配布用景品等の手配を行う。
- ・経費：広報資料の作成、参加者配布用景品や必要な消耗品・資材等の購入、行事保険の加入、司会・出演者出演料、設営・備品レンタル・音響・照明業務委託費、実行委員会及び全体会議の会議費、当日運営スタッフ用飲料購入経費 等

※経費の支出にあたっては地域 3 団体から構成される実行委員会において決定された内容に従い、事業予算の範囲内で支出するものとする。

＜審議事項＞上記 3 の役割に基づき、経費支出してよろしいか。

地域活性化事業 池田公園イルミネーション装飾について

1. 7 月協議会の審議結果

- ・ 下記仕様案を参考に、各地域団体で情報共有及び意見集約をする
- ・ 下記スケジュール案を基に事業を進める

【参考】

- ・ 仕様（案）

【案 1】2022 年度の仕様を復元

- ・ 樹木の装飾：樹木①～⑧、⑩にシャンパンゴールド色の LED スtrings 装飾を設置
- ・ 樹木から吊り下げる装飾：樹木①、⑨、⑩にボール型・星形・ドロップ型装飾と文字看板 2 種を設置

【案 2】樹木から吊り下げる装飾の設置場所を変更

- ・ 樹木の装飾：案 1 と同様
- ・ 樹木から吊り下げる装飾：設置場所を変更

- ・ スケジュール（案）

7 月	仕様について地域での意見集約を依頼（7 月協議会） 地域団体にて意見集約、24 日までに事務局へ報告
8 月	仕様の決定（8 月協議会） 契約審査会設置、指名競争入札開始
9 月	業者決定、契約締結
10 月下旬	工事着工
～11 月 9 日	工事竣工

2. 各地域団体による意見集約結果

- ・ 栄東まちづくりの会：上記仕様案の【案 1】とする
- ・ 栄東発展会：同上
- ・ （一社）栄東女子大小路ビル協会：同上

＜審議事項＞池田公園イルミネーション装飾の仕様について、案 1 とすることを決定し、事業予算（2,023,000 円）の範囲内で事業を執行してよろしいか。

街路灯整備事業 街路灯の整備について

1. 7 月協議会の審議結果

- ・ 下記仕様案及びスケジュール案を基に事業を進める
- ・ 街路灯の装飾灯の色分けの検討と地先確認及びその結果報告（9 月協議会まで）を栄東発展会に依頼する

【参考】

・ 仕様案

- ・ デザイン：4 丁目モデル（広告枠なし）

【要検討事項】 今後整備する栄 5 丁目の街路灯の装飾灯の色を町内会毎に分けるかどうか
（※2022 年度までに整備された街路灯の装飾灯の色は変更しない）

- ・ 路面平均照度：20 ルクス
- ・ 整備基数：23 基（撤去基数：20 基）
- ・ 整備場所：「2023 年 7 月協議会：議題 3 別紙」参照

（※歩道イルミネーション装飾との関連：元位置立替え 13 基について、イルミネーション装飾撤去後の施工開始とする場合も、整備は年度内に完了する見込み）

・ スケジュール案

7 月	装飾灯の色分けの検討及び地先確認を依頼（7 月協議会） 装飾灯の色分けの検討及び地先確認実施、事務局への結果報告
9 月	整備場所の決定（9 月協議会）
9 月下旬	契約審査会設置、指名競争入札開始
10 月	業者決定、契約締結、街路灯製造開始
11 月	入札結果の報告、終了した他事業の執行残の集約及び入札残から 追加整備可能本数を報告、追加整備分の地先確認を依頼（11 月協議会） 地先確認実施、事務局への結果報告（～11 月中）
12 月	追加整備内容を報告（12 月協議会） 追加整備に係る変更契約締結、街路灯追加分製造開始
2024 年 1 月	工事着工
2024 年 3 月末	工事竣工

2. 街路灯の装飾灯の色分けについて（栄東発展会での協議結果）

2022 年度までに整備してきた街路灯と同じ色（赤）とし、町内会毎の色分けはしないことを決定した。

街路灯整備事業 新設街路灯広告パネルのデザインリニューアルについて

1. 審査員

- ・ 栄東まちづくりの会：田端氏、櫻井氏
- ・ 栄東発展会：辻本氏、林氏
- ・ (一社) 栄東女子大小路ビル協会：野田氏、尾崎氏

2. 第 1 回審査員打ち合わせの開催

- ・ 日時：2023 年 7 月 26 日（水）18:40～20:10
- ・ 場所：協議会会議室
- ・ 出席者：上記 1 の審査員（辻本氏欠席(林氏に一任))、協議会事務局 古田、吉田
- ・ 内容：仕様案について

3. 仕様案について

別紙参照

<ポイント>

- ・ デザイン
長期間のパネル掲出に耐えられるよう、耐候性・退色に係る工夫について
企画提案書に記載を求める。
- ・ 施工に係る見積書の提出
デザイン作成業務に係る見積書のみを提出させ、施工に係る見積書は提出
させない。
- ・ 現地説明会
開催せず、必要に応じ提案者自身で視察いただくこととする。
- ・ 評価基準
基準を設けずに、審査員の話し合いによって評価・選定する。
- ・ 審査員
審査員がデザインの提案者となる場合は、別の審査員を選定する。

2023 年度街路灯広告パネルのデザイン作成業務委託仕様書（案）

栄東まちづくり協議会

1 件名

2023 年度街路灯広告パネルのデザイン作成業務委託

2 履行期間

契約締結日から 2023 年 11 月 30 日まで

3 契約上限金額

330,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務内容

(1) 趣旨

栄 4 丁目地域内に栄東まちづくり協議会が設置した街路灯の広告パネルについて、デザイン業務委託を実施するもの。現在、広告パネル部分には空白のものと企業名等が表示されたものが混在し、夜間内照式の街路灯として街を照らしているが、今後は企業名等を消し広告としてではなく、コンセプトに沿った新たなデザインによるパネルにリニューアルしていくことを計画しており、その一環としてパネルのデザイン募集を行うもの。なお、このパネルは 10 年以上掲出することを想定している。

(2) パネルの概要

①対象

- ・栄 4 丁目地域内に栄東まちづくり協議会が設置した街路灯 131 基の広告パネル 262 枚（1 基あたり広告パネル 2 枚）。対象となる街路灯の設置位置は「別紙 1」を、広告パネルの仕様及び実物写真は「別紙 2」を参照。

②仕様

- ・アクリル板
- ・寸法：縦 1336mm×横 236mm（見え寸 1309mm×209mm）。厚さ 2mm

(3) デザイン提案について

- ①インクジェットシートによりアクリル板に貼付することができるようなデザインとすること。
- ②「別紙 3」に記載の内容を踏まえ、栄東地域（栄 4 丁目及び 5 丁目）の魅力を PR できるようなデザインとすること。
- ③「名古屋市広告掲載基準（別紙 4）＊」や「男女平等参画の視点からの広報表現ガイドライン（別紙 5）＊＊」等を意識したデザインであること。

* 別紙 4：<https://www.city.nagoya.jp/zaisei/cmsfiles/contents/0000031/31176/00shikijunn.pdf>

**別紙 5：<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/cmsfiles/contents/0000162/162688/koutekikouhou.pdf>

④デザイン提案については 1 デザインではなく複数デザインの提案も可とする。

(複数提案のイメージ)

- ・ 通りの縦筋はこのデザイン、横筋はこのデザインといった提案
- ・ 1 つの街路灯に 2 つのパネルが設定されていることから、1 つの街路灯に 2 つのデザインといった提案 等

⑤新たに作成した写真、イラスト、ロゴ等によりデザインし、従来有している著作物または第三者の著作物を含まないこと。

5 選定方法

提案いただいたデザイン案等に基づき、審査員の審査により受託者を決定する。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

栄東まちづくり協議会に電子メールで提出してください。メールタイトルは「【質問】2023 年度街路灯広告パネルのデザイン作成業務委託」としてください。

(2) 提出期限

2023 年 8 月 21 日（月）午後 5 時まで

(3) 提出先

栄東まちづくり協議会 事務局 吉田

E-mail : machizukuri04@sakaehigashi-mky.jp

(4) 質問への回答

2023 年 8 月 28 日（月）までに質問者宛てに回答するとともに、栄東まちづくり協議会のウェブサイトに掲載します。但し、質問者に対して明らかに営業上の不利益を与える情報を含む場合等はウェブサイトに掲載しないことがあります。

7 デザイン案等の提出

(1) 提出書類

①「企画提案書（任意様式）」 A4 カラー刷り 10 部

＜記載事項＞

- ・ 提案者の住所、氏名、担当者氏名及び連絡先（電子メールアドレスも記載すること）
- ・ 提案デザイン案
※契約締結後に納品する成果物のデータ形式は、9 に記載の PDF 形式及び ai 形式（Adobe Illustrator）の印刷用原稿データであることに注意すること。
- ・ デザインのポイント
- ・ 長期間パネル掲出することを見据えた対候性・退色に係る工夫点

②デザイン作成業務にかかる見積書（契約上限以内のもの） 10 部

(2) 提出期間、提出場所、提出方法等

①提出期間

2023 年 8 月 7 日（月）から 2023 年 9 月 15 日（金）まで（土日祝日を除く）

※提出期限（2023 年 9 月 15 日（金）午後 5 時）後に到着した企画提案書等は無効とする。

②受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

③提出場所

栄東まちづくり協議会

④提出方法

提出場所に持参又は郵送する。郵送による場合は簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限る。

⑤提出された企画提案書等の取扱い

- ・提案された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書等に含まれる著作権等・特許権等日本国の法令に基づいて生じた責任は提案者が負う。

⑥企画提案書等の作成に関して必要となる一切の費用は提案者の負担とする。

8 審査の手続き

(1) ヒアリング審査

①日程 2023 年 9 月下旬から 10 月上旬（予定）

※事業者側の出席者については 2 人以内とし、ヒアリング時間は 1 者あたり 20 分程度を予定している。（説明 10 分、質疑 10 分）

※詳細な日時については別途通知する。

②場所 栄東まちづくり協議会

※応募者多数等の場合には、書類選考によりヒアリング審査に進む者を決定する場合があります。

(2) 契約候補者の選定

①提出された企画提案書等をヒアリング審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

②契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、審査員の評価が次に高い者を新たな契約候補者として手続きを行うことができるものとする。

③提案者が 1 者であっても、審査により契約候補者となることが可能となった場合は、契約候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

企画提案書等を提出したすべての者に書面にてデザイン採用の可否を通知する。

9 成果物の納品

PDF 形式及び ai 形式（Adobe Illustrator）の印刷用原稿データとして作成し、電子的記録媒体（CD-R、DVD-R 等）に記録した状態で納品すること。

10 著作権等

- (1) 本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、無償で栄東まちづくり協議会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、栄東まちづくり協議会及び第三者に対し、成果物に関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、又、第三者がかかる権利を行使しないよう、受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。
- (3) 成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権利の処理はすべて受託者の責任と負担で行い、成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で栄東まちづくり協議会のみへ帰属するよう措置し、栄東まちづくり協議会に一切負担をかけないものとする。
- (4) 関係者その他第三者から異議、苦情の申し立て、実費または対価の請求、損害賠償請求権等があった場合は、弁護士費用も含め、全て受託者の責任と負担で処理し、栄東まちづくり協議会に一切の負担をかけないものとする。

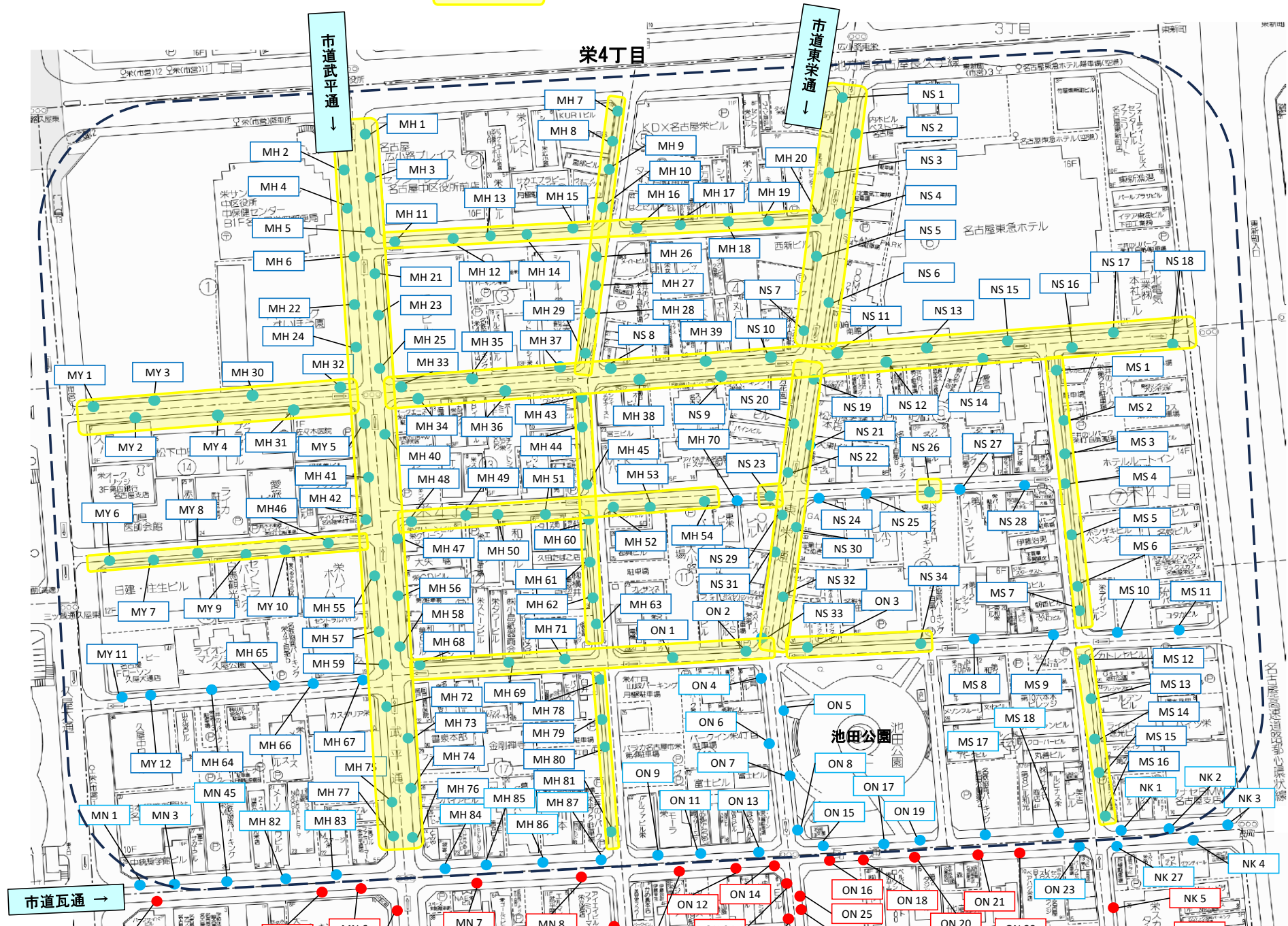
11 その他

この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、栄東まちづくり協議会と受託者とが協議して定めるものとする。ただし、協議の整わないときは、栄東まちづくり協議会の決定するところによる。

以上

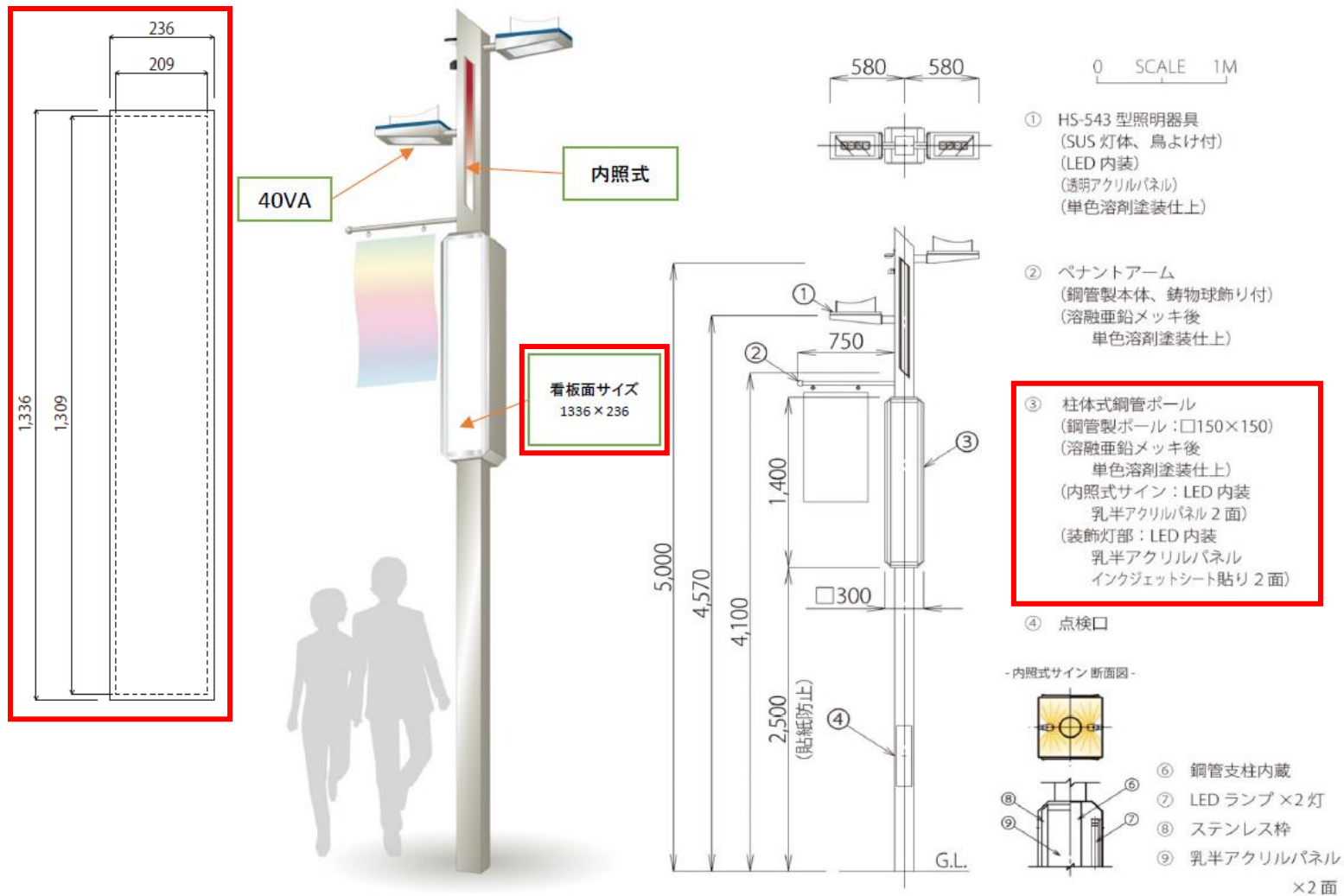
対象となる街路灯（131基）の設置位置：黄色網掛け箇所

（●：新設街路灯、●：既設街路灯）



広告パネルの仕様及び実物写真（案）

1. 広告パネルの仕様：縦 1336mm×横 236mm（見え寸 1309mm×209mm）。厚さ 2mm



2. 実物写真

市道武平通（南側から撮影）



市道東栄通（北側から撮影）



(案)

【栄 4 丁目はこんなまち】

栄 4 丁目は名古屋のランドマーク、名古屋テレビ塔がそびえる南北 1800mに渡る久屋大通公園に隣接し、公園の西側には名古屋栄三越、ラシック、松坂屋名古屋店等地域を代表するデパート群がそびえている。また、地域内には中区役所ビル、宗次ホール、名古屋東急ホテル等行政機関とクオリティーの高い大型施設がある。2024 年春には地上 33 階、地下 5 階の中日ビルの完成が待たれている。

栄 4 丁目の南辺に位置する池田公園では、毎年 7 月に地域を挙げた夏まつりが 2 日間に渡り開催され、延べ数千人が夏の夜に集う。また、11 月から翌年 2 月まで池田公園を中心に南北東西に渡るメイン道路がイルミネーションで装飾され来訪者の目を楽しませている。

大型商業ビルやオフィスビルに囲まれた南北約 350m、東西約 490m の地域に居酒屋をはじめスナック、バー、音楽パブ等 1000 軒余りの飲食街が賑わいを形成し、「女子大小路」として全国に名が知れている。ここには多国籍に渡る現役世代の人々が多く就労し、さまざまな文化と多様なジェンダーが入り交じった新たな価値観が存在している。この新しい価値観を求める若い人々が日夜集まり、栄 3 丁目・錦 3 丁目・名古屋駅界限と肩を並べる一大歓楽街としての地位を築いている。

【コンセプト】

- ・ 移り変わる社会に取り残されることなくにぎわい続けるまち。
- ・ 多文化の波を生かす新しい価値観を楽しむまち。
- ・ 成功イメージ 日本一 楽しく、綺麗な遊び場 栄 4 丁目の魅力を成長させよう！

【テーマ】

- ・ 栄 4 丁目のにぎわい。
- ・ 栄 4 丁目を楽しむ。

地域活性化事業 夏まつりの実施について

1. 実施結果の報告

- ・ 日時：2023 年 7 月 17 日（月祝）・18 日（火）15:30*～20:30
 *7 月 18 日（火）のみ、14:30～交通安全キャンペーン実施（30 分間）
- ・ 場所：池田公園
- ・ 実施体制：栄東まちづくりの会、栄東発展会、（一社）栄東女子大小路ビル協会、栄東まちづくり協議会の共催
 （実行委員会を設置し、企画・運営等を担当する。実行委員会は地域団体から選出された委員により構成され、各会との連絡調整を担当する）
- ・ 当日の様子：

17 日、18 日とも晴れて熱中症警戒アラートが発令される等、非常に厳しい暑さの中の開催となった。17 日は、祝日だったこともあり、開始直後から非常に大勢の来場者が訪れ、親子連れの姿も多く、塗り絵（広報チラシ裏面）の景品との引き換え数が 1 日目だけで昨年度の 2 日分を超えるほどであった。18 日は、特に 18 時以降に会社帰りの人々で賑わった。

両日とも飲食販売やゲーム、カラオケ大会、盆踊り等いずれも盛況で、特に親子連れや外国人住民を含む若い世代のグループが夏まつりを楽しむ姿が多く見られた。

今年度は新型コロナウイルス感染予防や食中毒予防に加え、特に熱中症予防対策として、司会者が折を見て水分や休憩を取るよう促す等の対策をしたうえで運営するとともに、事前準備及び運営に携わるスタッフに対しても、飲料や塩分補給タブレットを配布し、大型扇風機を 10 台設置する等の対策に努め、概ね 2 日間を無事に終えることができた。

2. 広報等

- ・ 外部団体ウェブサイト（1 件）
 イベント情報：名古屋市公式観光情報 名古屋コンシェルジュ
 （「2023 年 7 月協議会：報告事項 3」参照）
- ・ 報道実績（1 件）：中日新聞社（2023 年 7 月 18 日（火）朝刊）
- ・ 街路灯バナー広告：7 月 3 日より街路灯に設置していたバナー広告 70 枚のうち、12 日の荒天の影響により 3 地点でバナー広告の落下（2 地点）及び一部外れ（1 地点）が発生し、回収及び補修を 13 日及び 14 日に実施した。夏まつり終了後の取り外しは 7 月 20 日に完了した。なお、落下したバナー広告 2 枚については、破損箇所があり、今後の設置時に安全性が担保できないため、廃棄することとする。協議会所有のバナー広告は 68 枚となる。

- ・ 問い合わせ窓口の明示：イベントに係る問い合わせ窓口（協議会事務局。開催期間中の携帯電話番号も含む）を広報資料に明示したことで、事前のプログラム・参加方法等の照会や開催期間中の落とし物の照会等に随時対応することができた。（昨年度は雨天の影響もあり、開催期間中に各地域団体及び協議会に問い合わせの電話が多くあったが、十分な対応ができなかったことへの改善の取り組み）
- ・ 駐輪スペース新設：2023 年 4 月からの自転車等放置禁止区域の指定により、池田公園の周囲の歩道への駐輪は一回利用の駐輪場以外は違法となり、来場者による公園内の駐輪が増えることが想定されたことから、対策として池田交番の前の公園敷地の一部を臨時駐輪スペースに設定し、立て看板の設置及び路面のライン表示で周知した。概ね整理整頓された状態で駐輪していただくことができ、事故やトラブルもなかった。
- ・ ゴミステーション新設：来場者用ゴミ箱をステーション方式で公園内 2 か所に設置した。昨年度までは来場者用テーブルの周辺にゴミ箱を多数設置し、担当者による見回りとゴミ回収を実施していたが、今年度はゴミ箱が 2 か所に集約されたことで作業の効率化ができ、またゴミの分別も進んだ。

3. 収支報告

9 月協議会で報告予定

(記録写真)

前日 (7月16日) の設営



1日目 (7月17日)



2日目 (7月18日)



終了後 (7月19日) の撤去

